

工事下請契約約款

坂井建設株式会社

(総則)

第1条 坂井建設株式会社(以下「元請負人」という。)と、下請負人は、元請負人が注文する工事(以下「個別工事」という。)について、注文書、注文書請に定めるもののほか、この工事下請契約約款(以下「約款」という。)に基づき、図面、仕様書、その他図書(以下これらを併せて「設計図書」という。)、並びに施工要領書、元請人の発行する施工マニュアル等に従い各々対等の立場に立って互いに協力し、誠実に履行する。下請負人は施工技術確保に努め、信頼性ある品質を確保する。

(工事の契約)

第2条 下請人は、元請人より求められたときは、個別工事の内容に応じ、工事の種類ごとに材料費、労務費、法定福利費その他の経費の内訳、及び工事の工程ごとの作業並びにその準備に必要な日数を明らかにして、工事の見積りを提出するものとする。

2. 元請負人が下請負人に対して工事名称、仕様、数量、単価、金額、工期、受け渡し場所、支払条件等を提示した工事注文書を発行し、下請負人が元請負人に対してこれに対する工事注文書を提出することにより契約が成立する。ただし、設計図書に明記されていない些少な工事及び僅少の変更は、下請負人が請負金額の範囲内で工事を完了するものとし、これに対して元請負人は異議を述べない。

3. 下請負人は、設計図書に基づく請負代金内訳書(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示したもの)、工事施工計画書、及び工程表を作成し、契約締結後速やかに元請負人に提出し、その承認を受ける。ただし、これらの書類等にかかる費用は、下請負人が請負金額の範囲内で完了するものとし、これに対して下請負人は異議を述べない。

4. 設計図書は元請負人が下請負人に貸与するものとし、下請負人が、工事が完成する等これが不要になったとき及び元請負人からの請求があったときは、速やかに元請負人に返還する。

(法令等遵守の義務)

第3条 元請負人及び下請負人は、工事の施工にあたり建設業法、建築基準法、その他工事の施工、労働者の使用等に関する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導を順守する。

2.元請負人は下請負人に対し、前項に規定する法令及びこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導に対し必要な指示、指導を行い、下請負人はこれに従う。

3.下請負人は設計図書及び元請負人の指示に従い、安全、確実に施工するとともに、施工に伴う騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、作業車の出入り當について建設業者としての注意義務を払い万全を期し施工する。

4.下請負人は、元請負人の実施する品質管理に関する諸活動について積極的に協力し、かつ、自らその推進をはかる。

5.下請負人は、工事を施工するにあたって、再下請負人(再下請負が数次にわたって行われるときは、二次以下全ての再下請負人を含む。以下同じ。)に前各項に規定する法令及び行政指導並びに甲の指示、指導を遵守させる。

6.下請負人は、適用除外の場合を除き、社会保険等(雇用保険、健康保険、厚生年金保険)に加入しなければならない。

7.下請負人は、適用除外を除く社会保険等未加入業者と再下請負契約を締結してはならない。

8.労働者災害補償保険(労災保険)の保険料は、元請負人が納入する。ただし、下請負人若しくはその使用人又は再下請負人、若しくはその使用人の責による労災保険法に定める不正支給、故意又は重大な過失による事故などにかかる徴収金の事業主負担分については、下請負人がこれを負担する。

9.下請負人は、代表者自らが現場の施工に従事する場合、下請負人の費用負担で労災保険の特別加入制度に加入するとともに、再下請負人の代表者が現場の施工に従事するときは、再下請負人を特別加入制度に加入させる。

10.第8項の定めにかかわらず、当該個別工事が労働保険の保険料の徴収等に関する法律第8条第2項の定めにより、労災保険法による補償について、下請負人を事業主とする許可を受けた場合は、下請負人が保険料を納入する。

(安全衛生の確保等)

第4条 下請負人は、施工にあたり労働基準法、建設雇用改善法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法(以下「労災保険法」という。)、その他雇用及び安全に関する法令ならびにこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導及び元請負人の指示を遵守するとともに、事業主として工事従事者の災害防止に万全を期する。

2.下請負人は、労働災害防止のため元請負人の安全衛生管理の方針並びに安全衛生管理計画を順守するとともに、自ら作業標準を確立し、かつ責任体制を明確にする。

3.下請負人は、施工にあたり労働災害が発生したときは、災害の大小を問わず、直ちに元請負人に報告するとともに、自ら率先してその解決にあたる。

4.下請負人は、その被用者又は下請負人の下請負人の被用者の業務上の災害補償について労働基準法第87条第2項に定める使用者として、保証引受の責を負う。

(関連工事との調整)

第5条 元請負人は個別工事を含む元請工事(元請負人と発注者との間の請負契約の対象となる工事をいう。)を円滑に完成するため、個別工事と施工上関連のある工事(以下「関連工事」という。)との調整を図り、必要がある場合は、下請負人に対し、関連工事の下請負人との調整を指示することができる。

2.下請負人は、関連工事の施工者と緊密に連絡、調整を図り工事全体の円滑な完成に協力し、前項に定める元請負人の指示に従わなければならない。

3.元請負人及び下請負人は、前二項により工事の内容を変更又は一部を一時中止した場合、協議の上、工期及び請負代金額を変更できる。

4.下請負人は、関連工事の施工に不具合があることを発見した時は、直ちに元請負人に対して報告しなければならない。

(契約保証)

第6条 元請負人は下請負人に対して、この契約に基づく債務の履行を確保するため、必要な担保(保証人を含む)の提供を求めることができる。

(書面主義)

第7条 この約款の各条項に基づく承認、通知、指示、請求などは、原則として書面により行う。

(意見の聴取)

第8条 元請負人は、施工に必要な工程の細目、作業方法等を定めるときは、あらかじめ下請負人の意見を聞くものとする。

(権利業務の譲渡)

第9条 下請負人は、あらかじめ元請負人の書面による承諾を得ない限り、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させること、若しくは担保に供することをしてはならない。

2.下請負人は、あらかじめ元請負人の書面による承諾を得ない限り、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料(工場製品を含む。以下同じ。)及び元請負人の建設機械、器具を個別工事以外の工事現場に使用してはならない。

3.下請負人は、あらかじめ元請負人の書面による承諾を得ない限り、工事目的物又は工事現場に搬入した工事材料及び元請負人の建設機械、器具を第三者に譲渡、貸与、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。

(一括委任又は、一括下請の禁止)

第10条 下請負人は、一括して個別工事の全部または、大部分を第三者に委任し又は、請負わせてはならない。ただし、あらかじめ元請負人及び発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

(関連事項の通知)

第11条 下請負人は、元請負人に対して工事に関し、下請負人(再下請負人を含む。)に関し次の各号に掲げる事項を契約締結後速やかに書面をもって通知する。

- (1)建設業の許可番号
- (2)現場代理人の氏名及び主任技術者の氏名
- (3)雇用管理責任者の氏名
- (4)安全衛生責任者の氏名
- (5)その他法令でおくことを義務付けられた有資格者等の氏名
- (6)当該工事に従事する1日当たりの平均作業員数
- (7)当該工事に従事する使用人に対する賃金支払の方法
- (8)その他元請負人が、工事の適正な施工を確保する為必要と認めて指示する事項
- (9)下請負人が、労働者を使用しない事業を行うことを常態とするいわゆる一人親方である場合、労災保険の加入日

2.下請負人は、元請負人に対して通知した前項各号に掲げる事項について変更があったときは、速やかに書面をもってその旨を通知する。

(下請負人の関係事項の通知)

第12条 下請負人が工事の全部又は、一部を第三者に委任し、又は請負させた場合、下請負人は元請負人に対してその契約(その契約にかかる工事が数次の契約によって行われるときは、そのすべての契約を含む)に関し、次の各号に掲げる事項を遅滞なく書面をもって通知する。

- (1)受任者又は、請負人の氏名及び住所(法人であるときは名称及び工事する営業所の所在地)
- (2)②～⑦は第11条の①～⑥を適用する。

()

()

()

(7) (8)その他元請負人が、工事の適正な施工を確保するため必要と認めて指示する事項

2.下請負人は、元請負人に対して通知した前項各号に掲げる事項について変更があったときは、速やかに書面をもって、その旨を通知する。

(工事責任者)

第13条 元請負人は、工事責任者を定めたときは、書面をもってその氏名を下請負人に通知する。

2.工事責任者は、この約款に定めるもののほか、設計図書に基づき、下請負人または、下請負人の選任する現場代理人に対し、指示、承認、検査、立合、その他工事現場を監督するものとし、下請負人はこれに従う。

(現場代理人及び主任技術者)

第14条 現場代理人は、下請負人に代わって工事現場に常駐し、工事現場における下請負人の権限に関する一切の事項を処理し、その責を負う。ただし、現場代理人の権限につき、下請負人が特別に委任し又は制限したときは、元請負人の承諾を要する。

2.下請負人は、工事現場に施工工事の技術上の管理をつかさどる主任技術者を置かなければならず、元請負人に対して書面をもって主任技術者の氏名及び職名を通知しなければならない。

3.現場代理人と主任技術者は、これを兼ねることができ、(工事関係者に対する措置請求)

第15条 元請負人は、現場代理人、主任技術者その他工事に従事する下請人の使用人、再下請負人等で工事の施工又は管理につき著しく不適当と認められる者があるときは、下請負人に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができる。

2.下請負人は、元請負人の工事責任者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、元請負人に対してその理由を明示した書面をもって必要な措置をとるべきことを求めることができる。

3.元請負人又は下請負人は、前二項の規定による請求があったときは、その請求に係る事項について決定し、その結果を相手方に通知する。

(工事材料等の検査)

第16条 下請負人は、工事材料及び工事用機器類の使用について、関係諸官庁及び工事責任者の検査に合格したものを使用し、仕様書に試験を必要とすることを定めたものについては、その試験に合格したものを使用する。

2.下請負人は、前項の検査又は試験による不合格工事材料及び元請負人が適当でないとも認めた工事用機器類は、現場責任者の指示に従い交換等しなければならない。ただし、工事現場内に搬入した工事材料及び工事用機器類を、工事責任者の承諾を受けず、工事現場外に搬出してはならない。

3.工事材料又は施工について、検査、試験、調査等のために必要な費用は下請負人の負担とする。

4.工事材料のうち、仕様書等に品質の明示がないときは、工事責任者と協議の上決定し、やむを得ず協議できないときは、中等の品質のものを使用する。

(立会い及び工事記録の整備)

第17条 下請負人は、水中又は、地下工事その他施工後、外面から明視することのできない工事については、事前に工事責任者の立会いを求めた上で施工する。

2.下請負人は、元請負人が行う検査には必ず立会い、元請負人より指示ある場合には速やかに必要な措置を執るものとし、この場合に必要な費用は下請負人の負担とする。

3.下請負人は、設計図書工事責任者の承認のもとに立合に委て工事写真等の記録を整備し、前項の工事をすることができる。

4.下請負人は、工事材料の調査を行うときは、工事責任者の立会を求め、その指示に従う。

(支給材料および貸与品)

第18条 下請負人は、元請負人の支給材料又は貸与品が現場に搬入される時、必ず立ち会い、品名、数量等の確認を行い、その結果を請負責任者に通知する。

2.支給材料又は貸与品の受渡時期は工程表によるものとし、その受渡場所は原則として工事現場とする。

3.下請負人は、工事現場に搬入する全ての材料及び貸与品について、善良な管理者の注意をもって、使用及び保管しなければならない。

4.下請負人は、支給材料(有償支給材料を除く)が不要となったとき、又は貸与品が使用済みとなったときは、速やかにこれを元請負人に返却する。この場合の受渡場所は、原則として工事現場とする。

5.下請負人は、支給材料又は貸与品の数量、品質、規格又は性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に相当でないとも認めるときは、遅滞なくその旨を工事責任者に通知する。

(設計図書不適合の場合の修繕義務)

第19条 下請負人は、工事の施工が設計図書に適合しない場合において、元請負人がその修繕を請求したときは直ちにこれに従う。

2.前項の不適合が元請負人の指示その他元請負人の責に帰すべき理由によるときは、補修、修繕に要する費用は元請負人が負担するものとし、元請負人において必要と認める場合は元請負人、下請負人が協議して工期を変更する。ただし、第20条第1項各号の一に該当する事実があるにもかかわらず、元請負人の指示を受けずに施工したときは、下請負人が補修・修繕の責を負う。

3.元請負人は、下請負人が本条に定める修繕を行わないとき、又はこれを行わないことが明らかであるときは、下請負人の費用負担において自行行うか又は第三者にこれを行わせることができる。

(条件変更等)

第20条 下請負人は、工事の施工にあたり、次の各号の一に該当する事実を発見したときは、直ちに書面をもってその旨を工事責任者に通知しその確認を求める。

(1)設計図書と工事現場の状態とが一致しないこと

(2)設計図書の表示が明確でないこと(図面と仕様書が符合しないこと及び設計図書に誤謬又は脱漏があることを含む。)

3.工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件が実際と相違すること

(4)設計図書が明示していない施工条件について予期することのできない特別の状態が生じたこと

2.工事責任者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項各号に掲げる事実を発見したときは、直ちに調査を行い、下請負人に対してとるべき措置を指示する。

3.元請負人と下請負人の間において、第1項各号に該当することが確認された場合、設計図書を訂正し、又は工事内容を変更するものとする。この場合、元請負人又は下請負人は、工期及び請負代金額の変更を求めることができる。

(工事の変更、中止等)

第21条 元請負人は必要があると認めるときは、書面をもって下請人に通知し工事内容を変更し又は工事の全部もしくは一部の施工を一時中止させることができる。この場合において必要があると認められるときは、元請負人と下請負人が協議して工期又は請求代金額を変更する。

(元請負人の請求及び工期の変更等)

第22条 元請負人は、工期を変更する必要があるときは、下請負人に対して工期変更を求めることができる。この場合における変更日数は、通常必要とされる日数とする。

2.この約款の他の条項の規定により工期を延長すべき場合においても、特別の理由があるときは、元請負人は、通常必要と認められる工期の延長を認めないことができる。

3.前二項の場合において、元請負人において必要があると認めるときは、元請負人と下請負人が協議して請負代金額を変更する。

(下請負人の請求による工期の延長)

第23条 元請負人は、次の各号に定める事由により、工期内に工事を完了することができないときは、元請負人に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって、工期の延長を請求することができる。この場合における延長日数は、元請負人及び下請負人が協議して定める。

(1)戦争、天災地変又は著しい天候不良

(2)下請負人の責に帰することのできない事由による建材・設備等の工事材料の納品遅延

(臨機応変の措置)

第23条 下請負人は、災害防止等のため必要があると認められるときは、元請負人と協力して臨機の措置をとる。

2.下請負人が前項の規定により臨機の措置をとった場合において、その措置に要した費用のうち、下請負人が請負代金額の範囲内において負担することが適当でないとも認められる部分については、元請負人がこれを負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人と下請負人が協議して定める。

(一般的損害)

第24条 工事目的物の完了検査(第27条)前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害、その他工事の施工に関して生じた損害(約款において別定する損害を除く)は、下請負人の負担とする。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由により生じたものについては、元請負人がこれを負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第25条 工事の施工に伴い工事関係者及びその他の第三者に損害を及ぼしたときは、下請負人はその損害を負担する。ただし、その損害のうち元請負人の責に帰すべき理由に生じたもの、及び工事の施工に伴い、不可避の事象により生じたものについては、この限りではない。

2.前項の損害、その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、元請負人と下請負人が協力してその解決処理にあたる。

(天災その他不可抗力による損害)

第26条 天災その他不可抗力によって、工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済みの工事材料又は、建設機械器具(いずれも元請負人が確認したものに限り)に損害が生じたときは、下請負人が善良な管理者の注意を怠ったことに基づく部分を除き、元請負人がこれを負担するものとする。

2.前項の損害額については、次の各号に定めるところにより、元請負人と下請負人が協議して定める。

(1)工事の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(2)工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料に相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

(3)工事仮設物又は建設機械器具に関する損害

工事下請契約約款

坂井建設株式会社

損害を受けた工事仮設物又は建設機械器具について、個別工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における出来形部分に相当する償却費の額を差し引いた額とする。
ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

3.元請負人、下請負人のいずれが損害を負担するかにかかわらず、保険その他損害を填補するものがあるときは、その額を損害額から控除するものとする。

(完成検査及び引き渡し)

第27条 下請負人は、工事が完成したときは元請負人に通知するものとし、元請負人が定める検査を受け又は実施する。

2.下請負人は工事が前項の検査に合格しないときは、元請負人が指定する期間内にこれを修繕又は補修する。この場合に、修繕又は補修に要した費用はすべて下請負人の負担とする。

3.前各号に定める元請負人の検査は、発注者の検査をもって、これに代えることができる。

4.前各号の検査により工事の完成が確認された場合、元請負人及び下請負人は直ちに工事事務物の引渡ないし受け取りを完了する。

5.下請負人は、引渡までに元請負人の指示に従い、仮設物の取り扱い、その他片付けなどの処置を行う。

(部分使用)

第28条 元請負人は、工事の完成前においても、下請負人に通知した上で工事事務物の全部又は一部を使用することができる。

2.前項の場合においては、元請負人はその使用部分を善良な管理者の注意をもって使用する。

(請負代金の支払方法及び時期)

第29条 個別契約の工事請負代金の支払方法及び時期は、注文書及び注文書に定めるところによる。

2.元請負人は、やむを得ない場合には、前項の定めに関わらず、下請負人の同意を得て請負代金の支払時期又は支払方法を変更することができる。(資金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第30条 個別契約において、工期内に資金又は物価の変動により請負代金が明らかに不適当となり、これを変更する必要があると認められたときは、元請負人と下請負人が協議の上、請負代金額を変更することができる。

2.元請負人と発注者との間の請負契約において、個別契約を含む請負工事の部分について、資金又は物価の変動を理由にして請負代金額が変更されたときは、元請負人又は下請負人は、相手方に対し、前項の協議を求めることができる。

(部分払)

第31条 下請負人は、注文書、注文書に定めるところにより、元請負人の検査に合格した出来形部分、および必要と認められたものについて、部分払を請求することができる。

2.元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書、注文書に定めるところにより、部分払を行う。

3.元請負人は、部分払金の1割を工事完成まで保留することができる。(完成時の支払)

第32条 下請負人は、工事が第27条(完成検査)の検査に合格し、元請負人に工事事務物を引渡したときは、請負代金額の支払を請求することができる。

2.前項の規定にかかわらず、元請負人は、次の各号の一に該当するものがあるときは、これを請負代金より控除し、又は相殺することができるものとする。

- (1)当該個別工事に係る元請負人からの支給材料費
- (2)下請負人の負担に帰すべき材料、機械類、リース料等の元請負人の立替費用
- (3)契約不適合に関する担保責任及び元請負人の解除権により下請負人が元請負人に支払うべき損害金
- (4)資金等の立替支払に基づく元請負人の立替費用(資金などの立替払)

第33条 下請負人は、労賃、再下請工事代金、材料代金その他の支払においては一切の責を負い、元請負人に迷惑を及ぼしてはならない。万一、これらの支払いを遅延し、又はその虞があるとき、元請負人は、下請負人の使用人、再下請負人、材料納入業者等の申出により事情を調査の上、下請負人が代わりこれを立替払いすることを出来るものとする。

2.再下請負人が、労賃、材料代その他の支払を遅延したとき、又はその虞があるときは、下請負人は、再下請負人に代わって直ちにこれを支払う等、適切な措置を講ずるものとする。

3.前項の場合において、下請負人が直ちに適切な措置を講じない場合には、元請負人は、下請負人に代わってこれを立替払いすることが出来るものとする。

(立替金と請負人の相殺)

第34条 元請負人は、下請負人に対して有する弁済期の到来した債権と、下請負人に対して負担する債務を相殺することができる。

2.下請負人が、元請負人の解除権行使場面として定める各事由に該当した場合、下請負人は、契約解除の有無にかかわらず、約款の各条項において元請負人に対し負担する一切の債務について、当然に期限の利益を失い、元請負人の通知を要せず元請負人が下請負人に対して負担する債務と相殺されることを異議なく承諾する。(下請負人の中止権)

第35条 下請負人は、次の各号の一に該当する理由があるときは、遅滞なくその理由を明示した書面で元請負人に通知し、工事の一部または全部を中止することができる。

- (1)元請負人が部分払を遅延し、下請負人が相当の期間を定めて催告してもなお支払わないとき
- (2)天災その他不可抗力により、工事的に損害を生じたため施工できないと認めるとき、あるいは工事現場の状態が変動したため施工できないと認めるとき

(契約不適合に関する担保責任)

第36条 工事的物の種類、品質又は数量に関して約款又は個別契約の内容に適合しないものであるとき(以下「契約不適合」という。)、元請負人は下請負人に対して相当の期間を定めて、その契約不適合の修繕を請求し、又は修繕に代え若しくは修繕とともに損害の賠償を請求することができる。

2.下請負人は、元請負人が前項の規定により修繕を求めたときは、その期間内に修繕を行う。この場合において、下請負人が修繕を実施しないときは、下請負人の費用負担において、元請負人が自ら修繕するか又は第三者に修繕させることができる。

3.第1項の規定による契約不適合の修繕又は損害賠償を請求することが出来る期間は、次の各号の定めるところによる。

(1)契約不適合部分が住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項に規定する構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分として政令で定める部分の瑕疵(構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。)については、元請負人が契約の目的物が元請負人から発注者に引き渡された日から起算して10年間

(2)前号以外の部分の契約不適合部分については、引渡の日から10年間又は元請負人がその契約不適合を知ったときから5年間

4.前項の規定にかかわらず、工事的物の種類又は品質に関して約款又は個別契約の内容に適合しないものである場合において、元請負人がその不適合を知った時から1年以内にその旨を下請負人に通知しないときは、元請負人はその不適合を理由として第1項の規定による契約不適合の修繕又は損害賠償を請求することができる。

5.第1項に基づき修繕請求がなされた場合において、元請負人が定めた相当の期間内に修繕が行われないときは、元請負人はその契約不適合の程度に応じて請負代金額の減額を請求することができる。

6.前項の規定にかかわらず、次の各号に定める場合には、元請負人は、下請負人に対して直ちにその契約不適合の程度に応じて請負代金額の減額を請求することが出来る。

- (1)修繕が不可能であるとき
- (2)下請負人が修繕を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (3)前二号に定めるほか、元請負人が修繕請求をしても修繕が行われる見込みがないことが明らかであるとき

7.前各項の規定は、工事的物の契約不適合が支給材料の性質又は工事責任者の指示等により生じたものであるときはこれを適用しない。ただし、下請負人が支給材料の性質又は工事責任者の指示等が不適当であることを知りながら元請負人又は工事責任者に申し出なかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金)

第37条 下請負人の責に帰すべき理由により、工期内に工事を完成することができない場合、元請負人は遅延日数1日当たり請負代金額の100分の1の損害金を下請負人に請求できるものとし、下請負人は遅滞なくこれを支払う。

2.前項の場合において、工期経過後相当の期間内に完成する見込みのあるときは、元請負人は下請負人から前項の損害金を徴収して、工期を延長することができる。

3.元請負人の責に帰すべき理由により、注文書、注文書に定める請負代金の支払が遅れた場合においては、下請負人は元請負人に対して遅延日数1日当たり未受領金額の1000分の1の損害金を請求できるものとし、元請負人は遅滞なくこれを支払う。(その他の損害金)

第37条の2 工期遅延等、下請負人の債務不履行又は工事的物の契約不適合により、元請負人が発注者又は他の関係業者から損害金等の支払いを求められたときは、元請負人は下請負人に対してその損害金等の額を請求することができ、下請負人は遅滞なくこれを支払う。

(元請負人の解除権)

第38条 元請負人は、下請負人が次の各号の一に該当するときは、相当の期間を定め、その履行を催告し、その期間内に履行がないときは、契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りでない。

- (1)下請負人が、正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても工事に着手しないとき
- (2)下請負人が、その責に帰すべき理由により、工期内又は、工期経過後相当期間内に工事を完成する見込みがないと明らかに認められたとき
- (3)正当な理由なく、契約不適合に関する担保責任(第36条)の履行の追完がなれないとき
- (4)前各号に掲げる場合のほか、下請負人が約款又は個別契約に違反したとき

2.元請負人は下請負人が次の各号の一に該当したときは、何らの催告を要せずして契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1)下請負人が制限行為能力者となったとき、居所が不明な時、工事を放棄したとき又は正当な理由がないのに工事を休止したとき
- (2)下請負人の工事的施工技術、労務管理、安全衛生管理などが拙劣不良で元請負人に重大な迷惑をかけたとき、又はその虞があるとき
- (3)仮差押え、差押、仮処分もしくは競売の申立てを受け、又は破産、会社更生、民事再生手続開始、特別清算開始の申立等がなされたとき
- (4)公租公課を滞納して督促を受けたとき又は保全差し押さえを受けたとき
- (5)支払停止又は手形交換所の取引停止処分があったとき、任意整理の通知がなされたとき、下請負人の親会社、子会社若しくは関連会社の信用状態が悪化し悪化したとき、その他下請負人の信用状態が悪化したと認められる相当の事由が生じたとき
- (6)下請負人が暴力団等の反社会的勢力と判明したとき又は反社会的勢力と協力関係にあることが判明したとき並びに下請負人が反社会的勢力の排除(第48条)の規定にかかわらずいし確約に違反したとき
- (7)権利義務の譲渡の規定(第9条)に違反したとき、又は合併によらず解散したとき

- (8)引き渡された工事的に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ契約の目的を達成することが出来ないものであるとき
- (9)下請負人が個別契約の工事的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき
- (10)下請負人が解除権に関する規定(第40条)によらないで契約の解除を申し出たとき
- (11)約款、個別契約又は元請負人の定める規則に違反し、又は工事責任者の指示に従わないため個別契約の履行が困難であると認められたとき
- (12)下請負人が死亡し、又は傷病等により工事が継続が困難になり、元請負人の適当と認める継承人がいないとき
- (13)下請負人又は下請負人の使用人の故意又は過失により、元請負人若しくは第三者の身体、財産に損害を与えたとき
- (14)前各号に掲げる場合その他、下請負人の新洋に不安を生じ、工事の進行が困難であると認められたとき
- (15)不可抗力のため、下請負人が施工できないとき

3.前二項の解除の意思表示は、元請負人において、現場代理人これをなし、若しくはあらかじめ下請負人の営業所として届け出た住所に発送すれば足りる。

4.元請負人は、第1項及び第2項の規定により契約を解除したときは、工事の出来形部分および部分払の対象となった物件の引き渡しを受けることができる。

5.元請負人は、前項の引渡を受けた時は、その引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額を下請負人に支払う。

6.第1項各号及び第2項第1号から同項第14号の各場合において、元請負人は、契約を解除したと否にかかわらず、下請負人に対してその解除により生じた損害の賠償を求めることができる。

7.元請負人が解除され、又は元請工事の内容が変更される等により、個別契約の目的を達することが出来なくなったときは、個別契約は当然にその効力を失うものとする。(必要な場合の元請負人の解除権)

第39条 元請負人は、工事が完成しない間は前条第1項に規定する場合の他必要があるときは、工事の契約を解除することができる。

2.前条第3項から第5項までの規定は、前項の規定により契約を解除した場合に準用する。

3.元請負人は、第1項の規定により契約を解除した場合においてこれにより下請負人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、元請負人と下請負人が協議して定める。

(下請負人の解除権)

第40条 下請負人は、次の各号の一に該当する理由のあるときは、契約を解除することができる。

- (1)元請負人が工事の変更、中止等により工事内容を変更(第21条)したため、請負代金額が10分の6以上減少したとき
- (2)元請負人が請じの変更、中止等により工事内容を変更(第21条)したことにより、工事の施工の中止機関がか月を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3か月を経過してもなおその中止が解除されないとき
- (3)元請負人が請負代金を支払う能力を欠くことが明らかとなったとき
- (4)不可抗力のため、下請負人が施工出来ないとき

2.第38条(元請負人の解除権)第3項から第4項までの規定は前項の規定により、契約を解除する場合に準用する。

3.下請負人は、第1項の規定により契約を解除した場合において、これにより損害を受けたときは、その損害の賠償を元請負人に対して請求することができる。この場合における賠償額は元請負人と下請負人が協議して定める。

(解除に伴う措置)

第41条 契約を解除したときは、第38条(元請負人の解除権)又は第40条(下請負人の解除権)の規定によるほか、次の各号に定めるところによる。

- (1)下請負人は、工事の出来形部分と検査済みの工事事材及び貨と品を元請負人に引き渡すものとし、元請負人と下請負人が協議して清算する。第38条第6項より個別契約が効力を失った場合もこれに準ずるものとする。ただし、その出来形部分が設計図書に適合しない場合は、その引渡しを受けないことが出来る。
- (2)元請負人が第38条第1項及び同項第2項の規定に基づき契約を解除した場合、算定の結果、過払いがあるときは、下請負人は過払額についてその支払を受けたときから日歩3銭の割合で計算した利息を付して元請負人に返済する。
- (3)工事現場に搬入した工事事材等(第1号の物品を除く。)については、元請負人と下請負人が協議して期間を定め、下請負人はその引取り、後片付け等の処置を行う。下請負人が正当な理由なく(当該処置を怠っているときは、元請負人は下請負人の費用負担において下請負人に代わってこれを行う)ことが出来る。

(紛争の解決)

第42条 本約款の各条項において、元請負人と下請負人が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合、その他契約に関して、元請負人と下請負人の間に紛争が生じた場合には、元請負人又は下請負人は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は元請負人の所在地を管轄する建設業法による建設工事紛争審査会(以下審査会という)のあっせん又は調停により解決を図る。

2. 元請負人又は下請負人は、前条のあっせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めるときは、前条の規定に関わらず、審査会の仲裁に付することが出来る。

3.前二項の規定にかかわらず、金銭の支払請求に関しては、裁判上の手続を妨げない。この場合、元請負人と下請負人は、第一審の専断的合意管轄裁判所を新潟地方裁判所とすることに合意する。

(機密及び信用の保持等)

- 第43条 下請負人は、契約期間中はもちろん、契約終了後といえども契約の履行により知り得た発注者又は元請負人の機密並びに施工上の方法・技術(以下、併せて「機密情報」という)を他に漏えいしてはならないものとする。ただし、以下の各号に定める情報は機密情報に該当しないものとする。
 - (1)既に公知となつている情報及び開示後に公知となった情報
 - (2)元請負人が下請負人に公表することを承諾した情報
 - (3)下請負人が機密保持義務を負うことなく正当な第三者から適法に入手した情報
- 2.前項の定めにかかわらず、元請負人が下請負人に預託した個人情報情報は全て機密情報とする。
- 3.下請負人は、前二項に定める機密情報を機密として保持するために次の各号に掲げる行為をしてはならないものとする。

- (1)機密情報を下請負人の担当者、若しくは元請負人の承諾を得て第三者に再預託した場合のその担当者以外の第三者に開示すること
- (2)機密情報を元請負人の承諾なしに本契約又は個別契約を履行する以外の目的に使用すること
- (3)機密情報を元請負人の承諾なしに複製すること
- (4)機密情報を元請負人の承諾なしに廃棄、残置すること
- (5)機密情報を取り扱う業務を元請負人の承諾なしに第三者に再委託すること

4.下請負人は、機密情報を取り扱う業務を再委託する場合、再委託業務の内容、業務に関与する担当者の氏名、経歴等の元請負人が要求する事項を事前に書面で元請負人に通知し、元請負人の承諾を得なければならないものとする。

5.下請負人は、個別契約に基づく作業が終了した場合、元請負人から提供を受けた磁気ディスク等の記録媒体を全て返却しなければならず、元請負人が記録媒体の廃棄を要求した場合は、元請負人の指示する方法で廃棄し、廃棄した旨の証明書を元請負人に提出するものとする。

6.下請負人は、契約の履行に当たり、元請負人の信用の保持に努め、元請負人の信用を損なう行動をとってはならない。

7.下請負人は、前各号に定める内容をもその使用人並びに再下請負人及びその使用人に遵守させるとともに、これを担保するために、機密情報の保持に関する教育を徹底し、下請負人の使用人及び再下請負人との間で機密保持契約を締結する等の策を講じなければならない。

工事下請契約約款

坂井建設株式会社

8.下請負人は、個人情報保護に関する法律その他関連法令並びにこれらの法令に基づく監督官公庁の行政指導及び元請負人の指示を遵守する。

9.元請負人は、下請負人が本条の規定に違反した場合、下請負人に対し、直ちに是正措置を講ずることを要求し、かかる違反につき生じた損害の賠償を請求することが出来る。

(特許権等)
第44条 下請負人は、第三者の特許権及びその他の権利の対象となっている施工方法、工事材料、機械器具等を施工上使用するときは、その使用に関する一切の責を負う。ただし、元請負人の指示によって使用するもので、下請負人が第三者の権利の対象となっていることを知らなかったものについてはこの限りではない。

2.下請負人は、個別契約の履行に際して知り得た施工方法又は元請負人と共同で開発した施工方法等について、元請負人の同意を得ないで使用し、又は特許権等の工業所有権を出願し、或いは第三者をして出願させてはならない。

(事業経営内容の報告等)
第45条 元請負人は、必要があると認めるときは、下請負人に対して、その事業経営内容及び労賃の支払状況、再下請負工事代金、工事材料の支払状況及び納税状況等について報告を求めることが出来る。この場合、下請負人は、速やかに元請負人に報告しなければならないが、元請負人は必要に応じ下請負人の事業所内に立ち入り、必要な調査をなし、下請負人、再下請負人若しくは下請負人に対する材料支給業者に対し、直接これらの事項について報告を求めることが出来る。

2.元請負人は、事前の通知なしに、第44条に定める下請負人の機密保持義務の履行状況又は第48条に定める反社会的勢力の排除の履行状況を調査するために、保管場所等に立ち入ることが出来るものとする。

3.下請負人は、機密情報等及び記録媒体の紛失、盗難、漏えい等が起きた場合又はその虞が生じた場合には、直ちに元請負人に通知するとともに、当該機密情報等の保護のために元請負人の指示にしたがって必要な処置を講ずるものとする。

(社会保険等の加入について)
第46条 下請負人は再下請の契約を行う場合は適用除外を除く社会保険等未加入業者と契約してはならない。ただし、再下請人が加入手続を行うことが明らか場合は、加入後にそれを証明する資料を提出することを条件に除外できる。

2.下請負人は再下請負人に対し、社会保険等に加入することを指導し法定福利費の内訳を見積書に明示させ、適正に確保した契約をする。

(災害防止協力会費)
第47条 元請負人は事前の下請負人の同意を得ることで、災害防止協力会費の負担を求めることが出来る。

2.災害防止協力会費は、元請負人への請求額の1,000分の5に相当する額とする。

(反社会的勢力の排除)
第48条 元請負人は、下請負人又は再下請負人及びその代表者、責任者、実質的に経営権を有する者(下請負が数次にわたるときはその全てを含む。)が次の各号の一に該当する場合、何らの催告を要さずにこの契約を解除することができる。

- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力(これらをまとめて「反社会的勢力」という。)に属すると認められるとき
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自ら又は第三者を利用して、元請負人又は元請負人の関係者に対して、詐欺、暴力的行為、又は強迫的言辭を用いたとき

2.元請負人が前項の規定により個別契約を解除した場合には、下請負人に損害が生じても何らこれを賠償ないし補償することを要せず、また、かかる解除により元請負人に損害が生じたときは、下請負人はその損害を賠償するものとする。

3.下請負人は、下請負人又は再下請負人が反社会的勢力による不当要求又は工事妨害(以下「不当介入」という。)を受けた場合には、断固としてこれを拒否し、又は再下請負人をして断固としてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で速やかに元請負人にこれを報告し、元請負人の捜査機関への通報及び発注者への報告に必要な協力を行うものとする。

4.下請負人が正当な理由なく前項の規定に違反した場合、元請負人は何らの催告も要さずに個別契約を解除することが出来る。

(有効期間)
第49条 本契約の有効期間は契約締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに当事者いずれからも書面による変更又は解約の申し入れがない場合に限り、さらに前契約と同一の条件をもって自動更新するものとする。

2. 本契約が解約され又は失効した場合において、その解約又は失効時において、現に施工中の個別工事については、この契約の各条項はなおその効力を有するものとする。

(情報通信の技術を利用する方法)
第50条 本約款において書面により行わなければならないこととされている協議、承諾、通知、指示、催告、請求、要求及び申出は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補足)
第51条 注文書、注文請書並びに本約款に定めのない事項若しくはその解釈に疑義があるときは、必要に応じて元請負人と下請負人が協議して定めることとし、協議が整わないときは、法令、条理、慣習に従うものとする。